

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和元年12月25日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	3件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1900081号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(国)第1900012号

第1 結論

昭和55年4月から昭和59年9月までの請求期間、昭和59年12月から昭和62年10月までの請求期間及び昭和63年1月から同年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和55年4月から昭和59年9月まで
② 昭和59年12月から昭和62年10月まで
③ 昭和63年1月から同年3月まで

私は短大を卒業した後、国民年金の加入が任意から強制に変わった時に国民年金保険料の納付書が送付されてきたため、昭和58年3月に自身で国民年金の加入手続をA区役所で行った。加入手続が遅れたことにより納付していなかった保険料については、送られてきた納付書には、20歳を過ぎてからの未納分が合算されていた上、一括払いとされていたので、社会保険事務所(当時)に連絡し、月々で支払うことで、過年度分と現年度分の保険料を合算しならした金額である月額1万円から1万5,000円くらいの納付書を作成してもらい、毎月、金融機関で納付した。納付を始めて3年目くらいから、1か月の保険料が5,000円から6,000円くらいになったので、未納となっていた過去の保険料を納付し終えたと理解した。その後も結婚するまで、毎月、金融機関の窓口で納付していた。区役所及び社会保険事務所の移転に伴い、私の納付記録が失われた疑いがあり、請求期間①、②及び③の国民年金保険料について、未納となっていることに納得できない。

昭和63年のスケジュールを管理していた手帳には国民年金の支払について記載しているメモがあり、資料として添付するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和58年3月に、A区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を遡って納付していたと主張しているところ、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、請求者の国民年金の加入手続が行われた時期は、請求者の主張のとおり昭和58年3月頃と推認できるものの、当該時点において、請

求期間①のうち昭和55年4月から同年12月までの期間の保険料は時効により納付することはできない。

また、請求者は、国民年金の加入手続が遅れたことにより納付していなかった国民年金保険料について、社会保険事務所へ連絡し、月々に分割して支払うこととし、過年度分と現年度分の保険料を合算しならした金額の納付書を作成してもらい保険料を納付した旨主張しているが、制度上、過年度保険料と現年度保険料をまとめた納付書を作成することはできない。

さらに、請求者は、請求期間①、②及び③の国民年金保険料について、結婚（平成元年2月）まで毎月、金融機関の窓口で納付書により納付したと主張しているが、i）B市が作成した国民年金に関する資料によると、同市の国民年金保険料の納付周期が2か月ごとから毎月となったのは、請求期間②の途中の昭和61年4月からであることが確認できること、ii）オンライン記録によると、請求期間③の後の保険料が納付済みとなっている昭和63年4月から平成元年3月までの期間（12か月）の保険料については、昭和63年10月から平成元年1月まで、平成元年2月及び同年3月が過年度納付となっていることが確認できること、加えて、前述の制度上考え難い、過年度分と現年度分の保険料を合算しならした金額の納付書による保険料納付の主張などを考え合わせると、請求者の当該期間の保険料の納付状況が不明である。

加えて、請求者から請求期間①、②及び③の全部又は一部の国民年金保険料を納付したことを示す資料として、1988年（昭和63年）の手帳のうち、1月25日（月）から始まる週、2月22日（月）から始まる週及び3月21日（月）から始まる週の各ページの写しが提出され、当該ページのメモ欄には昭和62年度の国民年金保険料額と思われる記載が認められるものの、具体的にいつの分の保険料を指すものか不明であり、当該記載のほかに請求者の請求期間①、②及び③の国民年金保険料が納付されていたことを裏付ける記載はなく、当該記載をもって請求者の請求期間①、②及び③の全部又は一部に係る国民年金保険料が納付されていたことを示す資料として認めることはできない。

また、請求期間①、②及び③は合計92月と長期に及んでおり、行政機関において複数年度にわたり同一人の保険料納付に係る記録管理の誤りが続いたとは考え難い上、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

そのほか、請求者が、請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1900078号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1900045号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年9月27日から同年10月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社における資格喪失日が昭和49年9月27日となっているが、私は、同社に同年9月30日まで在籍していたので、資格喪失日は同年10月1日になるはずである。

B社から送付された退職者名簿(写)でも、私の退職日は昭和49年9月30日と記載されているため、調査の上、同年10月1日を資格喪失日として厚生年金保険の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B社から提出された請求者に係る退職者名簿(写)及び雇用保険の加入記録により、請求者が昭和49年9月30日までA社に在籍していたことは確認できる。

しかしながら、B社は、退職者名簿以外の請求期間当時の資料は保管しておらず、請求者の請求期間に係る雇用形態、勤務形態及び厚生年金保険料の控除については不明と回答していることから、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、i) オンライン記録及び雇用保険の加入記録によると、請求者のA社における厚生年金保険の資格喪失日(昭和49年9月27日)は、雇用保険の離職日(昭和49年9月30日)の3日前であることが確認できることから、同社において、請求者と同じく昭和49年中に厚生年金保険の資格を喪失している複数の元従業員の厚生年金保険の資格喪失日と雇用保険の離職日について調査した結果、請求者と同様に、厚生年金保険の資格喪失日が雇用保険の離職日の翌日とされていない者が散見されること、ii) 当該複数の元従業員に照会したものの、請求期間当時の同社における厚生年金保険料の控除について具体的な回答を得ることができないことから、請求者が請求期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1900079号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1900046号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険の標準報酬月額
の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正
を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和52年10月1日から昭和53年8月31日まで
② 昭和53年8月31日から同年9月1日まで

請求期間①について、厚生年金保険の記録によると、私が、A社に勤務していた期間のうち、
当該期間に係る標準報酬月額が、その直前に係る標準報酬月額より低く記録されているが、給
与額が下がったことはなく、支給されていた給与額より低く記録されている。

請求期間②について、厚生年金保険の記録によると、A社における資格喪失日が昭和53年
8月31日と記録されているが、私は、同年8月末日付けで退職し、同年8月分の厚生年金保
険料についても控除されていたと思うので、資格喪失日は同年9月1日になるはずである。

調査の上、請求期間①について、実際の給与額に見合う額に標準報酬月額の記録を訂正する
とともに、請求期間②について、昭和53年9月1日を資格喪失日として記録を訂正し、年金
額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、A社に勤務していた期間のうち、当該期間に係る標準報酬
月額が、その直前に係る標準報酬月額より低く記録されているが、給与額が下がったことはな
く、支給されていた給与額より低く記録されていると主張している。

しかしながら、B社は、請求期間①当時の資料を保管していないため、請求者の請求内容ど
おりの報酬額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除したか否かは、不
明と回答している上、当該期間当時のA社の社会保険事務及び給与事務の担当者は既に亡くな
っていることから、照会を行うことができず、請求者の請求期間①に係る報酬額及び厚生年金
保険料の控除について確認することができない。

また、請求者が記憶する同僚及び請求期間①当時にA社において厚生年金保険被保険者記録のある複数の同僚に照会を行ったが、請求者の報酬について具体的な回答及び陳述を得ることができないほか、自身の厚生年金保険の標準報酬月額が給与額よりも低く記録されているとの回答及び陳述はない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿における、請求者の請求期間①に係る標準報酬月額は、オンライン記録と一致している上、遡及して減額訂正されるなど不自然な事務処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間①について、請求者がA社において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 請求期間②について、雇用保険の加入記録により、請求者は当該期間において、A社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B社は、請求期間②当時の資料を保管していないため、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料について、給与から控除したか否かは、不明と回答している上、請求期間②当時のA社の社会保険事務及び給与事務の担当者は既に亡くなっていることから、照会を行うことができず、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求期間②当時にA社において厚生年金保険被保険者記録のある複数の同僚に照会を行ったが、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる回答及び陳述は得ることができない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿において、請求者の資格喪失日は昭和53年8月31日と記載されており、オンライン記録と一致している上、遡及して訂正されるなど不自然な事務処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。